

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について (契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第130条の2第2号の規定により公表する。

令和6年9月6日

石川県知事 馳 浩

1 随意契約する内容

- (1) 調達物品(役務)名
南加賀保健福祉センター敷地内草刈等業務
- (2) 調達物品(役務)の規格・数量等
南加賀保健福祉センター敷地内草刈(約440㎡)及び草刈後のゴミ運搬等
- (3) 納入期限(履行期間)
令和6年9月25日(水)まで
- (4) 発注所属及び納入場所
住 所:小松市園町ヌ48番地
所 属:南加賀保健福祉センター
連絡先:TEL 0761-22-0793 FAX 0761-22-0805

2 契約相手方の選定基準

石川県内に所在すること。
高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。

3 契約相手方の決定方法

- (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
- (2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
令和6年9月10日(火)午前10時
- (2) 提出先
住 所:小松市園町ヌ48番地
所 属:南加賀保健福祉センター 総務課
連絡先:TEL 0761-22-0793 FAX 0761-22-0805